

令和3年度 生涯現役社会の実現に向けたセミナー

70歳雇用における60歳以降の 賃金・処遇の在り方を考える

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法の「70歳まで就業機会確保措置の努力義務化」により今後、定年や継続雇用年齢の引上げが進みますが、同時に60歳以降の賃金・処遇の在り方の見直しが必要と求められます。賃金制度には様々な考え方があり、企業体力や雇用状況等から自社に適した制度が必要です。今回、70歳雇用時代における60歳以降の賃金・処遇の在り方について皆様と一緒に考えます。

日時：令和3年10月26日(火)

13:30～16:30

場所：ホテル リガーレ春日野

2階『飛鳥の間』

奈良市法蓮町757-2 ☎(0742)22-6021

定員：40名(先着順)

(お願い)

誠に申し訳ございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加のお申込みは企業1社1名に限らせていただきます。また、定員に達し次第に参加申込の受付を締め切らせていただきます。



◆プログラム◆

13:30～14:00 改正高年齢者雇用安定法の概要、高齢者の雇用状況等について
(奈良労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官)

14:00～16:30

【基調講演】「70歳雇用における60歳以降の賃金・処遇の在り方」

講師：森村 和枝氏 (アミティエ社会保険労務士法人 代表)

【パネルディスカッション】

* 事例発表(県内企業) 「わが社での60歳以降の働き方等(事例)」

* パネルディスカッション

【65歳超雇用推進助成金のご案内】



【森村 和枝氏】
特定社会保険労務士、
行政書士、
産業カウンセラー、
(社)産業保健法学研究会
会員
65歳超雇用推進プランナー

主催：奈良労働局・ハローワーク、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 奈良支部
後援：株式会社 奈良新聞社

(お問い合わせ先)

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
〒630-8570
奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎
Tel (0742)32-0209 Fax (0742)32-0225

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
奈良支部 高齢・障害者業務課
〒634-0033 橿原市城殿町 433 ホリテセンター内
Tel (0744)22-5232 Fax (0744)22-5234



※FAXにて、お申込みください。

令和3年度 生涯現役社会の実現に向けたセミナー
～70歳雇用における60歳以降の賃金・処遇の在り方を考える～

参加申込書

事業所名			
所在地	〒		
所属部署		役職名	
参加者名		電話番号	
申込締切日	<p>令和3年10月15日(金)まで(必着)</p> <p><u>※期限内に、お申し込みいただいた場合であっても定員40名に達し次第、受付を締め切らせていただきます。</u></p> <p>※受付の締め切り後に参加申し込みいただいた企業様には参加いただけませんので後日、受付終了通知を送付させていただきます。その際にご容赦ください。</p> <p>※参加のお申し込みは、企業1社1名に限らせていただきます。</p>		
個人情報	<p>個人情報は、当セミナーの実施、高年齢者雇用に関する事業、並びに新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関連する措置のみに使用します。</p>		
新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願い	<p>本セミナーは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき開催いたします。</p> <p>特に①密閉空間 ②密集場所 ③密接場所の「三つの密」を避けるため「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的感染対策を行いますので、参加者各位には当日の「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」にご協力をお願い申し上げます。</p> <p>また万一、風邪等の症状など体調不良が見られる場合は誠に申し訳ありませんが、当日参加の自粛にご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>		